

消防用設備等の運用基準

湖南広域消防局

湖南広域消防局消防用設備等の運用基準

制定 平成13年4月1日
改正 平成31年2月1日

湖 南 広 域 消 防 局

〒520-3024

滋賀県栗東市小柿三丁目1番1号

TEL (077) 552-1234

FAX (077) 552-5050

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 防火対象物等の取扱いに関する基準

基準 1	令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いに関する基準	・・・防 1-1
基準 2	消防用設備等の設置単位に関する基準	・・・防 2-1
基準 3	階数及び床面積の解釈に関する基準	・・・防 3-1
基準 4	避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準	・・・防 4-1
基準 5	シャッター等の水圧開放装置の取扱いに関する基準	・・・防 5-1
基準 6	電気設備が設置されている部分等に係る取扱いに関する基準	・・・防 6-1
基準 7	火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに関する基準	・・・防 7-1
基準 8	令 8 区画及び共住区画の取扱いに関する基準	・・・防 8-1
基準 9	収容人員の算定基準	・・・防 9-1

第 3 章 消防用設備等の設置及び維持に関する基準

基準 1	消火器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 1-1
基準 2	屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 2-1
基準 3	スプリンクラー設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 3-1
基準 4	水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 4-1
基準 5	泡消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 5-1
基準 6	不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 6-1
基準 7	ハロゲン化物消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 7-1
基準 8	粉末消火設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 8-1
基準 9	屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 9-1
基準 10	動力消防ポンプの設置及び維持に関する基準	・・・設 10-1
基準 11	自動火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 11-1
基準 12	ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 12-1
基準 13	漏電火災警報器の設置及び維持に関する基準	・・・設 13-1
基準 14	消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 14-1
基準 15	非常警報設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 15-1
基準 16	避難器具の設置及び維持に関する基準	・・・設 16-1
基準 17	誘導灯の設置及び維持に関する基準	・・・設 17-1
基準 18	消防用水の設置及び維持に関する基準	・・・設 18-1
基準 19	排煙設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 19-1
基準 20	連結散水設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 20-1
基準 21	連結送水管の設置及び維持に関する基準	・・・設 21-1
基準 22	非常コンセント設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 22-1
基準 23	無線通信補助設備の設置及び維持に関する基準	・・・設 23-1
基準 24	非常電源の設置及び維持に関する基準	・・・設 24-1
基準 25	消防用設備等（誘導灯及び誘導標識を除く。）の標識類の様式の取扱いについて	・・・設 25-1
基準 26	総合操作盤等の設置及び維持に関する基準	・・・設 26-1

第4章 消防用設備等の取扱いに関する特例基準

基準1	防火対象物の取扱いに関する特例基準	・・・特 1-1
基準2	消防用設備等全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 2-1
基準3	消火設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 3-1
基準4	消火器具の取扱いに関する特例基準	・・・特 4-1
基準5	屋内消火栓設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 5-1
基準6	スプリンクラー設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 6-1
基準7	特殊消火設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 7-1
基準8	水噴霧消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 8-1
基準9	泡消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 9-1
基準10	不活性ガス消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 10-1
基準11	ハロゲン化物消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 11-1
基準12	粉末消火設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 12-1
基準13	屋外消火栓設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 13-1
基準14	動力消防ポンプ設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 14-1
基準15	警報設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 15-1
基準16	自動火災報知設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 16-1
基準17	ガス漏れ火災警報設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 17-1
基準18	漏電火災警報器の取扱いに関する特例基準	・・・特 18-1
基準19	消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 19-1
基準20	非常警報設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 20-1
基準21	避難設備全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 21-1
基準22	避難器具の取扱いに関する特例基準	・・・特 22-1
基準23	誘導灯の取扱いに関する特例基準	・・・特 23-1
基準24	消防活動上必要な施設全般の取扱いに関する特例基準	・・・特 24-1
基準25	消防用水の取扱いに関する特例基準	・・・特 25-1
基準26	排煙設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 26-1
基準27	連結散水設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 27-1
基準28	連結送水管の取扱いに関する特例基準	・・・特 28-1
基準29	非常コンセント設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 29-1
基準30	無線通信補助設備の取扱いに関する特例基準	・・・特 30-1

第 1 章 総則

第1章 総 則

1 目的

この基準は、消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために湖南広域消防局が附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得てはじめて具現化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項に係る行政指導については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないような配慮が必要である。

3 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (5) 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (6) 建基規則とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- (7) 特定共住規則とは、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (8) 電設基準とは、電気設備に関する技術基準を定める省令をいう。
- (9) J I Sとは、日本工業規格をいう。
- (10) 検定協会とは、日本消防検定協会をいう。
- (11) 安全センターとは、財団法人日本消防設備安全センターをいう。
- (12) 防災センター等とは、消防法施行規則第12条第1項第8号に規定する防災センターをいう。

4 凡例

この、運用基準の条項の末尾の記号は、次に掲げるとおりとする。

無 印：法令基準

☆ ：法令基準+指導基準

◇ ：指導基準